

＜案＞

軽四輪自動車賃貸借契約書

島根県（以下「借主」という。）と_____（以下「貸主」という。）
とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 貸主は、その所有する次の物件（以下「貸借物件」という。）を借主に賃貸し、借主は、これを賃借する。

物件の表示	物件名	軽四輪自動車	4台
-------	-----	--------	----

	配置場所	松江市殿町1番地	2台
--	------	----------	----

		浜田市片庭町254	2台
--	--	-----------	----

（用途）

第2条 借主は、貸借物件を借主の事業の用に供するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借の期間は、令和7年4月2日から令和8年3月31日までとする。

（賃借料）

第4条 貸借物件の賃借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を貸主に支払う。

2 賃貸借期間に1月未満の端数があるときは、賃借料は日割計算により算出した金額とする。

3 第1項の賃借料は、借主が貸主から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

4 賃借料に含まれる項目は以下のとおりとする。

車両代・リサイクル料、重量税、自動車税、登録・納車料、自賠責保険料、任意保険料（対人・対物・人身・車輻）、法定点検整備料、車検整備料、消耗・摩耗部品交換料、油脂類・不凍液の交換と入替料、タイヤの交換・保管料、バッテリー交換料（1本迄）、保険事故修理費（免責除く）、故障修理費、パンク修理料（通常走行・使用において発生した場合）、台車料（事故修理時を除く）

（公租公課）

第5条 貸借物件に関する公租公課は、貸主の負担とする。

（遅延利息）

第6条 借主は、正当な理由によらないで賃借料を第4条第3項による指定された期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未払額について年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率）で計算して得た金額に相当する遅延利息を貸主に支払わなければならない。

（売却の制限等）

第7条 貸主は、借主の承諾を得ないで賃借物件を第三者に売却してはならない。

2 貸主は、賃借物件に抵当権、質権その他形式のいかんを問わず、借主の賃借物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第8条 借主は、貸主の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は賃借物件を転貸してはならない。

（賃借物件の現状変更）

第9条 借主は、賃借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ貸主の承認を受けなければならない。

（保険等）

第10条 乙は賃借物件につき、乙の費用で責任保険（又は責任共済）及び任意保険（又は任意共済）を付保し、自動車継続検査を受ける。

（契約の解除）

第11条 借主又は貸主のいずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 貸主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているときは、借主は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（賃借物件の返還）

第12条 借主は、賃借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、借主の負担においてこの賃借物件を原状に回復して貸主に返還しなければならない。ただし、賃借物件を現状において返還することを貸主が認めたときは、この限りでない。

（損害賠償）

第 13 条 借主又は貸主のいずれか一方がこの契約に違反した場合又は第 11 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 14 条 この契約の締結に要する費用は、貸主の負担とする。

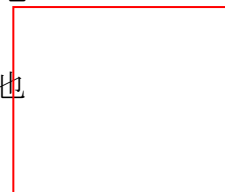
(協議)

第 15 条 この契約書に定めない事項又はこの契約に関して疑義があるときは、借主及び貸主が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、借主及び貸主の両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 __ 月 __ 日

借主 島根県松江市殿町 1 番地
島根県
島根県知事 丸山 達也



貸主

